

国士舘大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

一般選考・学内選考

研究科	専攻	試験科目	参考書等持込
法学研究科	法学専攻	刑事法	不可

捜査の適法・違法はどのように判断されるか。強制捜査と任意捜査の違いを踏まえて、説明しなさい。

令和8年度 国士舘大学大学院入学試験

出題の意図と採点のポイント

研究科名	法学研究科 法学専攻
試験期別	I期
試験区分	一般、学内選考
試験科目名	刑事法

■出題の意図

捜査が適法であるか違法であるかの判断方法は、刑事訴訟法の判例を読み解く上でも理解しておくことが不可欠である。そこで理解の程度を確認するために、出題した。

■採点のポイント

まず「強制の処分」(刑事訴訟法197条1項ただし書)に該当する手段を用いれば強制捜査であり、それ以外が任意捜査であるという違いを明示できているか。

「強制の処分」についての判例(最決昭和51年3月16日刑集30巻2号187頁)および有力説の定義(相手方の明示または黙示の意思に反して、重要な権利・利益に対する実質的な侵害・制約を伴う処分)を明示できているか。

強制捜査が適法か違法かの判断には、強制処分法定主義(刑事訴訟法197条1項ただし書)に反しないか、令状主義(憲法33条・35条、刑事訴訟法199条1項・218条1項など)の下で要件・手続を遵守していたか、比例原則に従っていたかの順に、検討する必要があることを明示できているか。

次に、強制捜査に該当しない任意捜査においては、比例原則に従っていたかによって適法か違法かが判断されることを明示できているか。比例原則の内容についても明示できているか。